

## 社会福祉法人光の里役員などの報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、光の里（以下「法人」という。）の役員など（以下「役員など」という。）に対する報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。

(役員など)

第2条 役員などとは、次に掲げるものをいう。

- (1) 理事、監事
- (2) 評議員
- (3) グループホーム入所検討委員
- (4) 第三者委員
- (5) 評議員選任・解任委員

(報酬)

第3条 役員などの報酬は、別表1の通りとする。

- 2 法人の職員が前条に定める役員などに就任する場合には、報酬は支給しない。

(支給方法)

第4条 前条第1項に定める報酬は、前月13日より当月12日までの一月分を当月支給する。

(費用弁償)

第5条 役員などが職務のため旅行、または出張したときは、費用弁償として旅費を支給するものとする。

- 2 前項に規定する旅費は、法人旅費規程に基づき支給するものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

別表 1 (第3条関係)

報 酬

区 分	摘 要	報 酬	そ の 他
理事長	会議、行事、専決職務を含む	月額 100,000 円	月 8 回以上の勤務
理事	会議出席 1 回につき	5,000 円	会議の他、法人及び事務所業務のため出勤。1 回 5,000 円
監事	会議出席 1 回につき	5,000 円	監事監査については 1 日 8,000 円
評議員	会議出席 1 回につき	5,000 円	会議の他、法人・及び事務所業務のため出勤。1 回 5,000 円
第三者委員	委員会出席 1 回につき	5,000 円	
評議員選任・解任委員	委員会出席 1 回につき	5,000 円	

その他の業務（議事録署名）に関しては、1 回 ¥ 1、5 0 0 とする。